

京都市帝國大學經濟學部
東亞經濟研究所

年四回（二月、五月、八月、十一月）發行

東亞經濟叢論

第壹卷 第貳號

昭和十六年五月

フランスの對支經濟進出の回顧……	經濟學博士 高垣寅次郎
重慶政府の戰時金融集權政策……	……十龜盛次
法家の經濟思想……	經濟學士 穗積文雄
江海關通貨の推移……	商學士 大谷孝太郎
東亞社會政策の理念……	經濟學士 出口勇藏
日清戰爭に於ける清朝の財政政策……	經濟學士 柏井象雄
支那紡績勞働請負制度の様式……	經濟學士 岡部利良
支那論 における ケネーとモンテスキュー……	經濟學士 河野健二
支那銀行制度の調整……	經濟學士 徳永清行
東亞經濟圈に於ける米生産の發展……	經濟學士 大上末廣
東亞廣域經濟の爲替政策……	經濟學博士 谷口古彦

（禁轉載）

書肆 有斐閣 發賣

東亞社會政策の理念

出口 勇 藏

一

現在の我國は内外の諸狀勢の逼迫する中にあつて、内には新體制の確立と外には東亞共榮圈の樹立の要請を負つてゐる。而して此要請に答ふべく、政治的にも學問的にも種々の新しい制度が設けられ夥しい數の論著が現れてゐる。そこでは經濟に政治に文化にまた教育について夫々語られ考究されてゐる。私も亦、我國現下のこの實踐的課題に對して一つの自分ながらの學問的な解答を提出しようと思ふのであるが、豫め次のことを現在の多くの政策論について注意すべきであると考へてゐる。それはこれらの政策論に於ては經濟は經濟で、政治は政治で、文化や教育はまたそれぞれの領域で、如何になればならないかは論ぜられてゐるとしても、各々が新體制のまたは東亞共榮圈の生活全體の中でいかなる地位を占めてゐるのか、従つて各部面の政策はその他の諸政策とそもそも如何なる聯關をもちつつ行はれる時に所期の目的に到達するのであるかが、必ずしも明瞭に認識されてゐるとは云へないと云ふことである。このことは一つの生活域の内部についても明かに指摘しうところである。政策論のこの謂はば無政府狀態は、後に明かにするやうに、今日までの日本について、否ひろく一般に近世

國家の政策論一般について見られる著しい特色なのであつて、それが革新的なる政策論にまで尾を引いて残存してゐるのである。ところで現在の社會問題は、國內的にも國際的にも、從來の日本が新しい國家理想の下に生れ變はるゝのでなければ解決することができない。この秋にあつて、從來の如く、各生活域の實踐の方策がそれぞれ無自覺的な獨意識の下に亂立し、而して打算に基く盲目的な政治的決裁の下に服することがあつてはならないと同時に、實踐方策の樹立提出そのものが相互關係の深い自覺の下に行はなくてはならない。例へば經濟政策はただ急迫を告げる内外の經濟問題が起るがままにそれに消極的に對處するだけで足りるのでは元よりなく、又經濟について企劃的に行ふだけでもなくして、廣く新日本のまた新東亞の政治的・文化的理念の下にある經濟的實在の地位を見透した上で樹立せられ、同じ政治的・文化的理念の下に自覺的^{II}全企劃的（アルキテクトニク）に實踐されるのでなければならぬであらう。ここに經濟學の、いた一般に人文科學の政策的認識に對して從來より一層深い方法的自覺が要求されて來なくてはならない。この方法的自覺がいかなるものであるかを論ずることは、しかし、吾々の今の主題の範圍の外にある。此處で問はれようとするのは、新しい政策的認識はいかなる構造を持つのであるかと云ふこと、而してこの序論に引續いて、その構造に即するとき我國の東亞社會政策なかにづく中國社會政策が一體いかなるものでなければならぬかと云ふことである。

二

政策的認識とは勝義に於て實踐的認識である。實踐科學がその認識の構造聯關を形づくる理論・歴史・政策のつづれの部門についても行爲的實踐的立場に立つのでなければ眞實の意味での客觀的な認識に到達することがで

きないと云ふことは、現在ではむしろ方法論上の常識と稱せられようが、かかる立場が最も明瞭に認識を規定するのは政策的認識に於てである。なぜならこの認識は感性的實踐への通路を開拓することに任ずるのであるから。理想型的の没價值性的認識は此實踐的任務を學問的に回避して政治的の非學問的分野に放置し、その多くの亞流は、現在に至るまで、その理論の創始者の眞意をも解せずして徒らに知性の自慰にふけてゐる。——と同時に政策的認識は一つの學問的認識である。從來の方法論に於ける「認識の客觀性」に對する不信のあまり、このことがともすれば無意識にあるひは意識的に見落されるために、實踐的熱情が政策的立言に對して客觀的妥當性を失はしめ、主觀的な確言や信念の吐露に終らしめてゐることは、これまた現在の學界に於ける著しい一つの特色である。——政策的認識は以上の二つの意味に於ける實踐的認識である。この二重性を眞實なる意味に於て解する時に、上記の二つの抽象的な立場は止揚せられて、認識の眸は感性的實踐との奇しき結合に於て事態を直視し實踐への通路に光明を投ずることが可能となるであらう。併し今吾々はこのことを詳細に論ずる餘裕をもたない。以下に於て直ちに政策的認識の構造の輪廓を示すことによつて吾々の問題に踏み入らうと思ふ。

勝義に於て實踐的認識である政策的認識に於ては、行爲（政策）の主體と廣義に於ける表現的環境であるところの政策の客體とが、その全面的なる意味に於て對立する。而してその際、客體みづからが即自的・內在的に含蓄してゐる運動の方向とか氣配とかを、政策の主體みづからが自覺的・對自的に包懷するところの・即ちその限りに於ては客體に對しては超越的であるところの・或實踐的理念の下に統合し、選擇し、而して自覺的に決斷することによつて、主體のもつ實踐的理念を實在化し、客體のもつ氣配を現實化し、主體と客體との對立を新しい

表現に於て綜合歸一せしめることが政策の認識とその遂行にほかならない。とするならばこの認識は如何なる構造を持たなければならないであらうか。この問に對しては、「政策の主體のもつ諸條件と客體のもつ諸條件とが、主體と客體とを含む場所に於て、且つ主體に即して、それぞれ認識される」と答へらるべきであらう。第一に、政策の主體は一體何のためにまた何を欲するのであるかが認識されなくてはならぬ。また客體は何がゆゑにまたいかなる情況の下に政策を施されるべく存在するのであるかと云ふことも認識されなくてはならない。第二に、主體および客體のもつこの諸條件には、二種の區別をすることができ。その一つはそれぞれの持つ觀念的なる諸條件であり、その二つはそれぞれに於ける實在的諸條件である。主體を導いて政策の認識・遂行を可能ならしめるところの實踐的理念は主體の側の、その理念を歓迎し、みづからそれによつて現實化しようとし或はそれを無視し、はたまたそれに對立反抗するところの客體に即自的なる志向性は客體の側の觀念的なる條件である。之に反して、主體がその實踐的理念の實現のために云はば技術的能力として具有してゐる物的條件は主體の側の、客體が主體の實踐的理念の下に服し、それを實在化すべき物的素材は客體の側の實在的諸條件である。第三に、これら兩者の二種の諸條件は、それぞれ兩者を包む共同の場所に於て、認識されなければならぬ。何となれば、主體のもつ實踐的理念が眞に客體に内在的な志向性に合致し、それを教導するに足るのでなければ、その理念は抽象的であるにすぎないのであつて、この條件を満たすためには、その理念そのものが主體と客體を通じてその共同の場所に就いて實踐的に妥當することを要するからである。同様に實在的諸條件も亦、單に主體のまたは單に客體の側についてのみ分離して認識されるのではなく、兩者を一體とする場所に横はる素材として認識

されることが必要である。かく共同の場所に於ける二種の條件として認識される時にのみ、政策の實踐は共同の場所に於ける共同の表現として結果し、主體と客體とを共に生かすことになるであらう。併しながら、以上に述べられたやうな認識は凡て政策の主體に即して遂げられねばならない。このことを第四にさうして最後に注意しておくべきであらう。主體と客體とを包む場所に於て認識される筈であつた對象が「主體に即して」認識されると云ふことは、では如何なることなのであらうか。政策的認識の構造はこの小論に於ては序論として前置きされるのであるから、これまでと同じく、この點に關しても深く立入つた論及はここでは斷念されてよい。ただ概括的に「主體に即して」認識すると云ふ意味を述べるにとどめようと思ふ。——政策的認識の主觀は對象面に於ては、即ち他者および對象化された自己に向つては、時間的に空間的に自己を越えてどこまでも廣大なる視野を持つことができた持たなければならぬ。併しながら作用面に於ては即ちそれ自身は對象化されずして他の凡てのものを對象化する主體としては、主觀は社會的基體（民族）にまでは擴大されねばならぬけれども、それ以上に擴大されることはできないのである。先に主體と客體とを包む場所に於て認識されると云つたのはこの對象面の側面に就いてであつて、その場所は究局するところ「歴史的世界」にまで擴がらねばならぬものである。けれども主體としては飽くまで社會的基體の範圍を逸脱しないところに留まらなければならぬ。何故なら、さうでなければ主觀は實踐的主體性を喪失すると云ふ抽象に陥ることになるからである。ゆゑに此主體に相即して認識するところにまさに實踐的・主體的なる政策的認識は成り立つのである。

概括的に述べられたこの政策的認識の構造をば我國の東亞社會政策ことに對中國社會政策について具體化して

見よう。さうすることは又、この政策の本質を明かにする所以ともなるであらう。

先の敘述から直ちに考へ及ばれるやうに、我國の對中國社會政策に關する認識とは「主體すなはち日本の持つ觀念的な及び實在的な諸條件と客體すなはち中國のもつ同じそれらの諸條件とを、日本と中國とを包む場所すなはち東亞に於て、且つ日本に即して、それぞれ認識すること」を意味する。日本および中國の觀念的なまた實在的な諸條件が認識される必要は繰返して述べるまでもないであらう。第一に注意すべきはそれらが東亞の場所に於て認識せられると云ふことであり、第二にはそれらが日本に即してなされると云ふことの意味である。このことは何を意味するのであらうか。先づ日本に於ける觀念的な條件すなはち我國の對中國社會政策の理念は、客體すなはち中國が即自的・內在的に包懷する觀念的志向性をも含めて東亞社會の統一體に對する實踐的な理念である。東亞共同體の理念とは正にかくの如きものである。次にこの理念を實在化するための素材としての物的諸條件（資源・勞働力・技術・資本等々）も亦、單に日本や中國に於けるそれらとしてではなく、東亞共同の場所に於て認識される必要がある。だが、先に論及されたやうに、對象面に於ては、その共同の場所はただ東亞にまで擴大されるにとどまらず、究極的には「歴史的世界」にまで及ぶのでなければならぬ。このことは特に理念に就いて顯著な事實である。何故なら東亞共同體の理念は排他的な、たとへば歐洲共同體に對立するやうな理念ではなく、空間的に廣く世界大の場所にも妥當するやうなそれであり、世界新秩序の建設を究極には目指しつつ先づ東亞に於て實現されるべきものであることが、對象的には認識されてゐるからである。即ちそれは同時に世界政策の理念でもあるべきものである。またそれは時間的にも擴張された世界的な、世界史の先端を行く理念で

なくてはならない。しかも以上の認識は日本に即して行はれることが要求されるのである。云ひかへれば、作用的には認識の主観はつねに主體である日本に即してゐなければならぬのである。この要請について起りうべき疑問に對して私は次のことを述べておかう。一國內部の社會政策の場合には、主體は社會的基體（民族）にまでは擴大されて主體即基體とならなければならないのであるから、主體と客體と一致する。従つて主體に即する認識とは同時に客體にもまた共同の場所にも——同一の場所なのであるから——即すると云ふ結果を生ずるであらう。即ち國內政策の場合には、上に掲げた要請は主體即基體の要請以上には自覺されずして済まされる。しかしながら基體を異にするものが主體と客體となつてゐる我々の政策の場合には、認識の主観が主體に相即すると云ふ實踐的、主體的認識の構造はその真相をあらはにして来る。即ち主観は主體の基體である日本國民に相即してのみ主體的でありうるのであつて、中國人にまた東亞社會人に相即する時はその認識は主體性を喪失することになるのである。この最後の事情は、嚴密に云へば、上述の我國の對中國政策の認識の構造に對して一層詳しい展開と部分的な修正とを要求することになるであらう。例へば、日本の今日の大政翼賛運動は一見我國内部の新的政治運動とのみ思はれ、東亞共同體の實踐的理念とは沒交渉の觀を呈するかも知れない。しかし兩者の間には緊急な聯關があるのであつて、沒交渉と見えるのは實は新政治運動が日本の基體即主體に即して問題となつてゐるからなのである。また實在的諸條件が共同の場所に於て認識されると云ふ先の主張にしても、嚴密には、部分的な修正を餘儀なくされることになるであらう。認識が主體に相即すべしと云ふ要請は、此等の諸條件が、觀念的諸條件のやうに、一樣に等しく世界的な擴がりて於て考察されることをゆるさない。それらの内部に種々の類別

があつて（たとへば資源と技術、勞働力と資本とのごとき）それぞれに應じた擴がりを持つことになるであらう。實踐的主體のためには主體に即した物的諸條件が問題となると云ふ根本的な事態が、認識に對して、このやうな事情を導き出してゐるのである。^(註)

（註） 偏狹なる日本主義者は認識主觀の對象面に於て歴史的世界の場所までの視野の擴大をもたない。之に反してマルクシストは主觀の作用面をば社會的基體を越えて逸脱せしめてゐると思ふ。兩者が共に眞に客觀的・實踐的な立場でないのは、この理由によるのである。

以上は我國の對中國社會政策の認識の構造を概括的に論じたにすぎない。この政策に於ては主體と客體とが社會的基體を異にしてゐるがために、却つて政策的認識の構造の本質が一層明瞭に認識せられるのであると云ふことが、深く注意されなくてはならぬ。

さて、この構造に即する時、我國の東亞社會政策の認識は先づ主體Ⅱ日本の觀念的・實在的諸條件を考察しなくてはならぬ。ところで所謂「新體制」論は宛も之を廻つて行はれてゐるのである。新體制が果して實現するかまたどのやうな貌で現れるのかと云ふ事は、東亞社會政策の立案・實施に對して決定的な意味をもつてゐる。けれどもこの問題も亦ここで論ぜられるのではない。新體制の指導原理が「天皇中心の國民共同體」であり、¹⁾ それのための實在的諸條件が具備してゐるとして、吾々は議論を進めよう。而して専ら客體Ⅱ中國についての諸條件について眼を向けようと思ふのである。但し中國社會問題の解決の方途が逆に我國の新體制に對して有力なる影響力を持つべきことは明かであると云はなければならぬ。蓋し日本と中國との諸條件は東亞の場所に於て考察

1) 石川教授「新體制の指導原理」參照。

されるのであるから、それらは相互依存の關係に立ち、主體の諸條件は客體のそれらに影響すると共にまたその逆の關係も成り立つからである。

中國社會政策を研究する場合に吾々が當面するのは中國現代の社會問題である。而してこの社會問題の内に、原理的には、前述の客體に於ける觀念的・實在的諸條件が統一的に表現されてゐるのである。さて、中國社會とともに古い中國社會問題の内には、中國の社會構成の歴史的過程を貫いてゐる物質的諸條件がその基底をなしてゐる。併しそれと同時に同じく古くから、その基底の上に様々に異つた主體によつて雑多な理念にもとづいて實踐的工作が行はれて來た。中國現代の社會問題とは、この基底のために引續いて存在してゐる社會の暗黒面と、この實踐的工作によつて或程度に明朗化されてゐた社會狀態が近代的ヨーロッパ的な歴史の波濤の洗禮を受けて動搖して新しく生ぜしめた暗黒面と、古來の實踐的工作によつては明朗化されることなく依然として停滯的・慢性的に中國社會に膠附してゐる暗黒面と、舊い中國のエトスとなつた實踐的理念と、外來的及び内生的な近代的社會政策の理念と——かやうなものが複雑多岐な結びつきに於て入り混つて成り立つてゐるのである。而してこの社會問題の唯中にそれらの理念と或は協力し或は闘争・克服する新しい實踐的理念を掲げて飛込み、自覺せる中國人と共に身を挺して新しい實踐工作を行はうとするのが、我國の新中國社會政策でなければならぬ。吾々はこの新しく掲げらるべき理念が、現在中國の社會問題に働きを及ぼしてゐる諸理念との對比に於て、如何なるものでなければならぬかを、日本に即して、原理的に考察して見ようと思ふ。而してこれがこの小論の第二の論點である。

現在、中國の社會問題に働きを及ぼしてゐる社會政策の理念にはいかなるものがあるであらうか。大別してそれは次の四つであると云ふことができるであらう。第一は中國の舊制度の下に於て育まれ、現在に於ては中國社會のエトスとなつてゐる社會政策の理念である。次に國民黨の擡頭以來生じて來た三民主義の第三部をなす民生主義がある。而して現在ではこれが蔣政權と汪政權とに分裂してゐるのである。第三に中國を半植民地化乃至は「次植民地」化してゐる歐米列強の資本主義的・帝國主義的な政策理念がある。我國の舊體制的諸政策も亦この理念に左右されたことが多いことは卒直に承認しなければならぬ。第四に蔣政權との合作によつて漸次これを蠶食しつつある共產黨の抗日社會政策の理念。このやうに大別される社會政策の諸理念との闘争ないしは協力に於て新しい政策理念が掲げられねばならぬとするならば、それらのものの本質が見究められなければならない筈である。さうして新政策理念が他の何れの理念よりも具體的なものと云ふことが明瞭に自覺されてをらねばならぬはずである。しからばそれらの本質は、而して新理念が最も具體的であるのは、いかなるところにあるのであるか。

一 それらの理念が世界史的に異なる時代の原理に基いてゐると云ふことが最も重要な特色である。中國社會のエトスとなつてゐる舊制度の政策理念はアジア的・半封建的な時代の原理に立つてゐる。之に對して三民主義および歐米列強の政策理念は共に、ブルジョア民主主義的國家の要請にもとづいて、近代資本主義的な文化的・政治的理念より導かれてゐる。國民政府の政策の理念は、歐米列強のそれが他の社會的基體に對する自國に

即した關心から生ずるのところが、中國内部の主體による自らの基礎に對する關心から生ずるのであるから、後者から明瞭に區別されはする。——此區別は次の第二の特色を生ぜしめる——だが兩者は共に近世的社會理念に立つ國家の政治的・文化的關心の上に建てられてゐるものであることを見逃がしてはならぬ。重慶政府と歐米民主國家とが一面には對抗關係にありながら、他面には「利益交換」的な關係を持続し、蔣政權が民主主義列強の傀儡であると稱せられるのは、正に此事實に由るのである。以上のものとは異つて、共產黨の政策理念は世界史的に新たな一つの原理の上に立つてゐる。共產黨の掲げる社會理念は近代的なそれではない。それが呼びかける「萬國の労働者よ、團結せよ！」の標語は近代的な社會理念のやうに一つの國民社會を中心に呼びかけるのではなくして直接に國際社會に向つてである。而してかかる國際社會は現代的な新しい社會理念の一つなのである。ところで我國の東亞社會政策の理念も亦世界史的に新たな社會理念の上に立つ。併し共產黨に於けるのとは異つて、その理念は國民的・世界的な共同體のそれである。而してその理念が共產主義の國際社會でもなく、また所謂全體主義的社會理念でもなく、最も具體的に歴史的現實の眞相を捉へてゐるがゆゑに、中國社會に對して他の政策理念を克服しつつ實踐的妥當性を要求することができるのである。

このやうに現代中國に働きを及ぼしてゐる政策理念は世界史的な序列を持つてゐる。而してそれらの間に闘争が行はれてゐると云ふことは、とりもなほさず中國の空間に於て歴史的世界の尖端が展開されてゐると云ふことにほかならない。この特色は最も根柢的であつて、以下の三つの特色はこれから導き出されて來るであらう。

二 歐米列強の政策理念が中國社會問題の部分的な解決を圖つたに對して、それ以外の政策諸理念は全面的な

る解決を意圖して來たし、意圖してゐるのであり、又意圖しなければならぬ。前者が部分的解決を圖つたと云ふのは、近代的な社會政策の主體すなはち近代國家が他の社會的基體に向つて政策を行ふからである。このことを明かにするためには近代國家の主體の個人性に注目しなくてはならぬ。近代國家とは、國家運営の主體がその社會的基體ないしは基體と考へられるものから市民社會的個人として出で、市民社會的秩序に於てその基體の統一（法治國・國民經濟・國民文化）を齎すところに成立した。而して近代國家が資本主義經濟と離れえないことは今日の常識である。この國民國家に於て、フランス革命を契機として國家間の對立が生じ初めて以來、國民主義が擡頭した。この「十九世紀の政治史に對する主鍵」の本質は個人的・市民的であつた。ゆゑに近世國家のもつ政策理念の基調は、國內に向つては「個人の利益」を根本命題とし「他の個人との利益の交換」を德憑し、他國に對しては「自國の利益」を基準として「他國との利益の交換」を意圖するところにある。市民社會が新しい階級分裂を生む事情も改めて論ずるに及ばない。而して國內の階級分裂は國際的にも類比的な形を呼び起す。しかしながら注意すべきことには、國內政策に於ては政策の主體は自己の基體に向つて働きかけるのであるから「自國の利益」のためにも基體の分裂に對して直接に防衛的な關心を拂はざるをえず、その限りに於ては自國共同の政治的文化的發展を圖らざるをえないのであるけれども、國際政策に關しては、他國の階級分裂も全體的な福祉の増進も直接の考慮の對象とはならず、他の國民や民族をそれ自身のために生活の全面に於て政策の客體とするとはできないのである。近世國家のこの一般的な情況の下に於て、歐米列強の中國に對する政策理念が中國社會問題に對して全面的でありえずして部分的であるにとどまることは自づと了解されるであらう。

1) G. P. Gooch ; Nationalism (1920) Introduction.

反之、舊制度の下に於ける政策理念は、而して三民主義のそれは、全く明瞭に中國社會問題の全面的解決を圖つたものである。前者は元より單純にかく云はれることはできない。けれども國家權力の及ばない古い中國社會は傳統的に自然發生的な強力な政策理念を醗酵せしめてゐたのである。三民主義に至つては孫文の『建國方略』が示してゐるやうに、近世的な國家の國內政策と同じく、とにかく社會問題の全面に對して直接の關心を拂つてゐる。次に共產主義の政策理念は國民政府のと違つた意味に於て全面的である。何故なら、それは國際社會と云ふ新な社會理念に基くがゆゑに、歐米諸國の中國政策の如くには自國中心ではなくして中國社會を國際社會の成素としてそれ自身のために關心するものであるから。我國の東亞政策の理念も亦中國社會問題の全面的解決を圖るべきものであることは今や明かであらう。中國社會を國民共同體として育生し東亞共同體の成員として發達せしめようとする吾々の實踐的意圖は、このことを絶對的に要求するからである。

三 どこでも主張されることであるが、吾々の政策理念は中國民衆に對して搾取的でありえないと云ふ點に於て、それは他のどの政策理念とも明確に區別されねばならぬ。舊制度の政策理念が所謂東洋的專制政治の下でいかに歪曲されて來たかはここには述べない。列強の政策理念が支那を半植民地化したことも論ずるを要しない。三民主義の理念も亦中國民衆の搾取を伴はざるをえなかつたと云ふ有力な一つの根據について、ここで注意しておかうと思ふ。この理念は、政策主體が自らの基體に對する直接の關心を持ち中國共同の利益を一應は圖るがゆゑに、列強のそのやうに露骨に搾取的であることはできない。しかし凡て近世國家の政策理念が階級對立を止揚しえないと云ふ一般的事情の外に、中國の政策理念には一つの附加的な事情が纏綿する。即ち先進國に於

ては、國內の社會的矛盾をば植民地に轉嫁することによつて表面上陰蔽し國內の摩擦の激化を防止することが可能であるに反して、中國に於ては矛盾を轉化すべき植民地を持つどころか自己の基體が既に蠶食されてゐるのであるから、政策主體が基體を統一して諸列強に對抗するためには、一方では帝國主義的攻勢を甘受して民衆を擲取の手に委ね、その間に列強の勢力の消長を敏感に察知して策動し、せめてもの利益の獲得を目指すとともに、他方では帝國主義的攻勢の及びえざる方面に於て民衆を極度に擲取して列強打倒の態勢を取るべく狂奔せざるを得ないからして、勢ひ民生の向上には目をふさぎ社會問題の解決を等閑に附せざるを得ないことになる。この附加的な事情は後進國一般に見られるところではある。しかし國際的な帝國主義的攻撃をまともに受けつつある中國に於ては、比較を絶して峻烈なのである。共產黨の政策理念が以上の意味に於けると等しく擲取的であると云へないであらう。「黨奪者を黨奪する」ことによつて實現すると云はれる國際社會は「社會の最後の敵對的狀態」を止揚するものであるから。併しその社會に於ける政策主體は實はロシアのコミンテルンであり、民族の基體即主體的性格を無視して劃一的に政策が行はれるとしたならば、從來には見られなかつた擲取的關係が階級闘争の名に覆ひかくされて現れることになるであらう。眞に擲取なき政策理念は、各國民的主體によつて獨立に自律的に取り上げられ、夫々の國體の本質を發揚するやうに具體化せられ、而もその間に相互關聯の共同體的關係が創定されうるやうに意圖されるであらう。而して恰もかかるものが我國の東亞社會政策の理念でなければならぬのである。

四 吾々は之まで政策理念を一體として取扱ひ、その構成要素については觸れてこなかつた。しかし對外政策

の理念には總括的に云へば權力政策と文化政策との二つのものが含まれてゐる。而してこの二大政策が理念の異なるにつれて異つた聯關の下に見られてゐるのである。だからこの視角からも亦、新東亞政策の特色は考へられねばならぬ。

政治と文化とが相對的に分離したのは近世に於ける現象である。だから舊制度の中國の政策理念に於ては、この政策の二面は未分化であり獨立の内容をつくつて相互に交渉をもつと云ふことは見られなかつたであらう。政策理念の下に權力政策と文化政策との關係が政策の主體に於て意識されて來たのはヨーロッパ近世的な段階に於てである。近世の國民國家に於ては、個人即人類と云ふ世界主義と民族的基體の排他的統一を意圖する國民主義とが外的に結びついてゐる。而して前者の**人本主義**から人類文化政策の理念が、後者の愛國心から權力政策の理念が主體に於て意慾されるのであると考へられる。従つて兩政策部門の聯關は此國家の特色をそのまま反映して外的に統一されてゐると云はなくてはならない。と云ふ意味は兩者が相對的に獨立して——**ディルタイ**の「文化體系」と「外的體制」との區別を想へ——それぞれ個有の組織と運動とを持ち、兩つの理念は宛も異なる主體によつて包懷されるがとき觀を呈して内面的聯關を持たなくなると云ふことである。従つて、兩つの政策部門に——その各々の部門の内部に於ても亦——政策は聯關なくして亂立する。即ち政策の無政府狀態が現れる。而して兩者は情勢の變化するがままに、或は量的均衡の中に安らひ、或は權力政策が文化政策を壓倒すると云ふ偶然的な決定に委ねられることにならざるをえない。^(註)文化政策を權力政策の單なる手段とのみ看るのは、その逆をのみ考へると同様に、皮相な謬見であるにはちがひない。けれども近世國家に於ては、兩つの理念の外的結合

からして、一方が他方の手段となる危険を孕んでゐる。而して現代の情況はと云へば、十九世紀末の帝國主義の擡頭以來、ヨーロッパ戦争後の偽裝的安定期を別として、兩者の平安なる並存をゆるさず、文化政策は權力政策のヘゲモニーの下にますます褶服しつつあるのである。歐米列強の文化政策は現在かかる役割を果してゐると云ふことができる。元より以前に於てはそれはヨーロッパ文化の中國への移植と云ふ大きな文化的意味を持つてはゐた。而して中國人のうち、近世的世界人として啓蒙されたやうな人々の意識は近世的民族主義にまで向上し、かかる意識の上に中國の民主主義的統一をば列強に抗して結成すべく決意せしめるとともに、近代的世界主義的文化の建設を意圖せしめることになつた。このことは云ふまでもなく中國に對して世界史的な覺醒を與へた大いなる事業ではあつた。併しながらその裏面には中國文化を眞に統一ある個性的な國民文化として育生せしめなかつたのではなかつたか。徒らに過去の輝ける傳統にただ背くところにだけ文化の新しさを感ぜしめ、新文化を近世的水準に於て分化せしめるとどまりはしなかつたであらうか。今やかかる近代的文化より更に深い個性的に綜合された國民文化の生誕を歴史的世界は要求してゐるのである。またかかる近代的文化のあり方が政治的な事情のために歪曲されてゐると云ふことが鋭く認識され來たつてゐるのである。このやうな事態は、近世國家に於ける權力政策と文化政策との交渉の實相を如實に示してゐると云つてよいであらう。

(註) かかる事態は國內の政治情勢から發生する。民主主義國の文化人であるアランが「ヨーロッパ全體に見當るものは、競争と、喧嘩と、亂闘だけだ。しかも、鼻と鼻と突き合せた、まるで犬と猿との關係だけだ。諸帝國の動向を變へるのは實にこの關係だ。だから、對外政策は國內の論争によつて左右される」と云ひ、「對外政策は國內政策の一手段にすぎない。諸君はこの點に關する實例を、到るところに發見するだらう」と云ふとき(邦譯、アラン『政治と文化』p.256, p.260)彼はこの事態を指してゐるのである。

ところで共產主義の政策理念がかかるものと趣きを異にしてゐることも亦、上述の此思想の現代性より察知さ

れまた深く注目されなくてはならぬ。その政策主體が國際社會に於て「自己目的と考へられる自由の王國」を建設せん事を期してゐるから、政治と文化との外的統一ではなく、內的自覺的統一の下に政策を行ふと考へねばならないからである。而もその「王國」が基體から逸脱した「自由なる個人の自由なる聯帶」である國際社會である限り、眞の意味の國民文化を含むことなき平枚な劃一的なる國際文化以上には出ることができないであらう。

この點に於ても我東亞社會政策の理念は更に一層具體的であらうとするものである。即ち一方では國民の實踐的主體性を重んじて國民共同體の形成を圖り、外に向つては中國國民を個性をもつ人格體として尊重し共々に世界に於ける正義の實現を目指す權力政策、他方では同じく國民の個々人の獨創的な文化創造力に對する信賴より生ずる國民的文化の育生と他の國民文化に對する深き理解とから生れる世界文化の豊穰なる發展に貢獻する文化政策——この二部門の政策の理念が我國民の主體の内に溶け込んで、政策の企劃・實施はその二面の自覺的統一から流露すると云ふことにならなければならない。

我中國社會政策は上に見究められたやうな特色を持つ理念を主體に即して認識し中國社會問題の具體的内容を此認識の光に照らすときに生ずるであらう。而して經濟政策・厚生政策・治安政策・文化政策等々は何れも全企劃的に實施せられ、それぞれの生活域に於て他と密接に關聯しつゝ有效適切に世界新秩序に魁する東亞新秩序の建設に寄與しうることになるであらう。かかる理念を主體的に捉へること即ち自覺するためには、しかし、我國は過去に於て採用してきたつた諸政策の原理を追求し、それに對して深刻なる反省の鞭を先づ最初に加へなければならぬ。而してその原理が先に批判されたやうな諸々の原理と等しい限り、それをば全く廢棄して、新しい原理の上に一切の政策が樹てられなくてはならないのである。併しながらこのことは從來の、廢棄さるべき諸原理に基いてはゐるものの實際に於て中國社會問題の解決に對して何等かの意味に於て現に貢獻しつつあるところ

の、諸政策を等閑に附してよいと云ふことを意味するのでは決してない。それら諸政策が現に有効に働きを及ぼしてゐる限りに於て、政策技術としてこそこれらは吾々に役立ちうるのである。政策技術としてそれらを含み取り、而して新しい政策理念によつて自由にそれらを全體的に選擇し、驅使するところに、正に新しい政策が一つの體系をなし聯關づけられて發動するのである。かかる意味に於て凡て抽象的なそれらの政策も亦深く研究するに値すると云はるべきであり、就中、世界的に新たな一つの意味を擔ふと考へられる共產黨の諸政策に對しては最も大なる關心が拂はるべきであらう。尙、本稿に於ては所謂全體主義的政策理念に對する批判は行はれてはゐない。この理念の下に立つ獨逸の諸政策が、さきの大戦の結果、中國には現在働きを及ぼしてゐることの尠いと云ふことが、此理念を特に取り上げなかつた理由の一つである。しかし東亞に關しても亦、獨逸の世界政策的關心が無くなつてゐるのではない。たとへば「地政學」を標榜して立つてゐるハウスホーファーの『印度太平洋空間に於ける獨逸の文化政策』(Deutsche Kulturpolitik im indo-pazifischen Raum, 1939)は、現在の獨逸の東亞に對する全體主義的關心の一つの學問的表現と考へられる。從つて此書物を通して全體主義的政策理念を探り當て、吾々の理念とそれとの比較をなすことができるわけであり、それを私は稿を新にして論じて見たいと思つてゐる。かかる研究は、現在の日本の中國社會政策が全體主義的色彩を帶びつつあると考へられる限り、極めて重要であると云はなくてはならない。

さて、かかる理念に指導される時、日本と中國とは如何なる關係に於て政策を實施し且つ受け取るのであらうか。また實踐的なものは凡て一途に目的に到達するのではなくして幾多の段階を経て一步一步目的に近づいてゆくと云はなければならないが、吾々が差當つて目指すべき最初の目標はいかなるところに置かるべきであるのか。かかる點の究明も亦次の機會に行はれるであらう。

(二六〇・二・二六)